

[事案 2019-19] 新契約無効請求

・令和元年 10 月 7 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の不適切な説明を理由に、契約の無効および保険料円入金額の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 30 年 5 月に乗合代理店を通じて契約した外貨建変額終身保険について、契約を取り消し、保険料円入金額を返してほしい。

- (1) 5 年位で目標額に到達すると説明された。
- (2) 目標額に到達しない場合でも、日本円で元本保証があると説明された。
- (3) 米ドルで運用したかったのに、豪ドルを勧められた。
- (4) 基本保険金額は変額部分と定額部分に分けられるが、割合についての説明がなく、解約控除についての説明もなかった。
- (5) 基本保険金額は日本円ではなく豪ドルであることの説明がなかった。
- (6) 契約内容の説明は設計書のみでなされ、パンフレット等の分かりやすい資料は使用されず、保険証券と一緒に送付されてきた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 目標額について、5 年くらいで到達すると断定はしていない。
- (2) 元本保証は日本円との説明はしておらず、豪ドルでの元本保証と説明している。
- (3) 契約通貨について米ドルと豪ドルがあることを説明したうえで、豪ドルをお勧めしている。
- (4) 申立人が問題にしている各割合については、募集資料を用いて説明している。
- (5) 基本保険金額は、日本円を豪ドルに換算した金額であることを説明している。
- (6) 募集人は、商品パンフレット、契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）、ご契約のしおり／約款、設計書を使用して説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が不適切な募集や提案を行ったとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人が確認した申立人の意向（当初および最終）は、「一生涯の死亡・高度障害保障」であったとされているが、申立人は、資産形成の目的で本契約に加入しており、そのことは募集人も了解していた。したがって、募集人は申立人の意向を「将来のための貯蓄や資産形成」とするか、特記事項欄にその旨を記載すべきであった。
- (2) 申立人は、一時払保険料と最低保証について日本円建てと誤解していたことが認められ、募集人はこの点の説明は設計書で行った旨を事情聴取で述べているが、重要なポイントで

あるため、より分かり易い注意喚起情報も用いて説明されていれば、申立人の理解も容易であった。